

○熊本県税条例

(昭和29年6月30日条例第28号)

熊本県税条例を公布する。熊本県税条例

(寄附金税額控除の対象)

第30条 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。

- (1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金
 - (2) 所得税法第78条第2項第3号に規定する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金
 - (3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第1項に規定する認定特定非営利活動法人等に対する寄附金(次項に規定する控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金を除く。)のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金
 - (4) 前3号に掲げる寄附金のほか、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の2第1項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、本県における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして規則で定めるところにより知事が指定した寄附金
- 2 法第37条の2第1項第4号に規定する条例で定める寄附金は、特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、別に条例で定める控除対象特定非営利活動法人(法第37条の2第3項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。)に対する寄附金とする。